

よりよい練馬区の図書館をつくる会会計規則

1.目的及び基本的考え方

会計は会の活動を金銭数字により表すもので、単なる出納帳ではありません。
多様な方々が、それぞれの条件に合わせて、創意を出し合い、自主的意欲的に参加して、成果をあげていることを、金銭数字で示すようにします。
貴重な財産をお預かりし、公正に使われていることを、常に示します。

2.基本帳票

貸借対照表(会の財産の状況を示す。3月31日及び9月30日現在で作成)
収支計算書(会の活動状況を金銭等の動きで示す。4月1日～9月30日、10月1日～翌年3月31日、4月1日～翌年3月31日の三期間分を作成)
月次報告書(残高試算表。毎月末時点で作成)
預貯金口座 郵便貯金口座を開設します。

3.具体的な金銭処理

持ち出し(会のための支出)は、「その額の寄付」があり、「その額の支出」があったものとして計上します。
例えば、Aさんが文教児童青少年委員会の資料を議会事務局から入手するときにコピー10枚をとってくださった。
:Aさんからの寄付(収入)100円 資料費(支出)100円 と処理します。
これにより、会の活動が、Aさんの支えで成り立っていること、資料費が支出されたことが記録されます。
この場合の領収書は、できれば区役所の情報コーナーから発行してもらおうとよいのですが、ご自分のメモでも結構です。目的が厳格な会計処理でなく、活動の記録なのでから。
対象費用は、できるだけ広くお願いします。
:交通費、コピー代、ファックス代、電話代、郵送料、……
個人負担が重荷にならないために。
活動が重荷に感ずるようになると、長続きしません。
・「大変でも、やりがいを実感しながらいきいきと」で素敵な発想や行動も生まれます。
必要な費用は、ご自分で抱え込まないで、ご一報ください。
:仮払い(概算でお金を先渡しし、支払後清算していただく)や立替払い(後から立替分を会からお渡しする)をします。
遠慮なくなんでも言い合えることは、会を大きく活発にするための妙薬ではないでしょうか。

4.勘定科目(必要により増減します)

資産
現金 預貯金 切手 仮払金 未収金 備品
負債
借入金 仮受金 未払金
収入
寄付金 預貯金利子 手数料 雑収入
支出(活動の目的別に分類します)
視察・調査・研究費 講演会・集会・学習会費 当会会議費 呼びかけ費 要請・陳情費 連携・交流費

5.公表

当会のインターネットホームページに掲載します。ただし、個人名等は匿名処理を致します。

6.付則

この規則は2005年6月21日世話人会で、新設しました。即日、実施致します。
この規則の改正は、世話人会で決めます。

2. で規定の郵便貯金口座は、会計伊藤勝(練馬区氷川台4 - 50 - 12)を名義人とする。
項の文言訂正と前項の追加を 2005 年7月 1 日世話人会で決めました。